契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) 兼 コンセプトパンフレット

この商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください

指定通貨

田

平準払 一時払

払込方法

米ドル

H/J J/

保険期間

健康状態の告知

有期

必要

終身

不要

為替リスク あり

金利変動リスク(市場価格調整)なし

- ■この保険は、米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。為替レートの変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、保険金等を円でお受け取りいただく場合の合計額が、ご契約時の一時払保険料(円)を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ■「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

明治安田



2025年4月改訂★

契約年齢範囲 被保険者: 0歳~満90歳 ご契約者:満18歳~満90歳 (第1保険期間により異なります)

外貨の金利を活かし、米ドル建てで 資産を運用しながら "かんたん・計画的"に生前贈与ができる商品です

贈与かんたん外貨建かんたんの時払終身保険

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[A] II型

健康告知なし



「明治安田の資産形成シリーズ」で 安心な資産形成を 今からはじめてみませんか

「明治安田の資産形成シリーズ」は、

明治安田がお届けする貯蓄性の生命保険商品。

生命保険は、長期間にわたって

安心をお届けするもの。

明治安田は、お客さまからお預かりした

大切な保険料を長期間にわたって

運用します。



明治安田の資産形成シリーズの3つの特徴



「長期的・安定的」な資産形成 ### P.3

「長期運用のプロ集団」として 「魅力的な受取率」を実現

「専属の担当者」による アフターフォロー

詳細は P.6

「明治安田の資産形成シリーズ」の イメージキャラクター



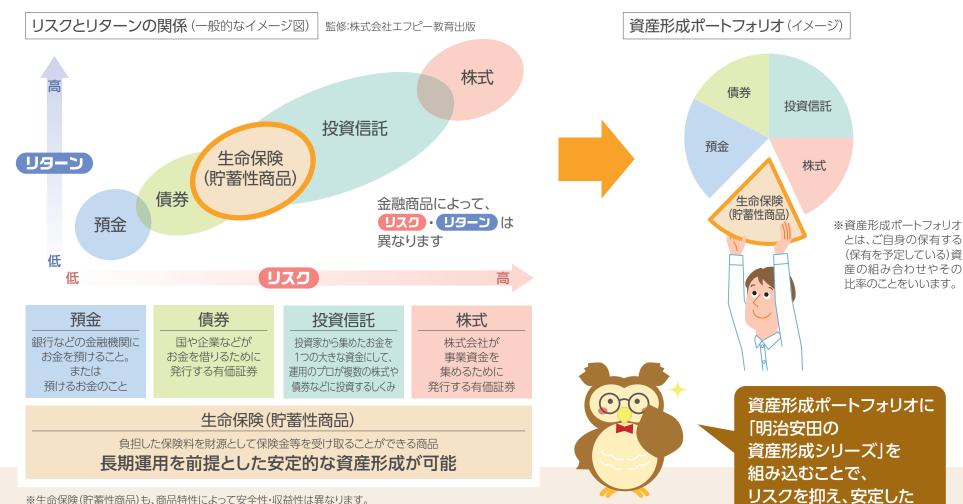
きなこと: 長期資産形成、長距離マラソン、読書

「長期的・安定的」な資産形成

将来の資産形成のために活用できる金融商品があります。

そのなかでも、生命保険は、資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担うことができます。

金融商品それぞれの「安全性と収益性(リスクとリターン) | 等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。



収益が期待できます



資産形成をはじめたいけど、 途中でお金が必要になるかもしれないな…

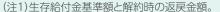
生命保険は、長期運用を大前提としていますがいざというときには、(一部)解約することで返戻金をお受け取りいただけます



生命保険(貯蓄性商品)は、「10年以上の長期運用」を前提としています。

契約日から一定期間の米ドル建てのお受取額(注1)は、ご契約時に確定します。





(注2)生存給付金基準額と解約時の返戻金額の合計。

※ご契約から一定期間内に解約した場合の生存給付金と返戻金のお受取合計額は、一時払保険料を米ドルに換算した金額を下回ります。

※解約時の返戻金額の推移は、ご提案書をご確認ください。



「長期運用のプロ集団」として 「魅力的な受取率」を実現

生命保険は長期のご契約を前提としているため、保険会社は長期的な視点で運用を行なうことができます。 明治安田は、お客さまからお預かりした保険料を、「長期運用のプロ集団」として大きな規模で運用し、 時間をかけて安定的に増やします。



魅力的な受取率

長期のご契約を前提に高い ? 予定利率 を設定することができるため、 ご契約を長期にご継続いただいた場合の受取率が高くなることが期待 できます。



さまざまな経営努力から生まれる「剰余金」を 「契約者配当」としてお客さまに還元しています(注1)。

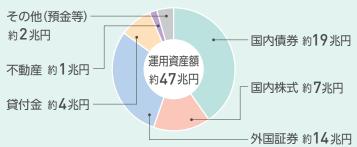
(注1)決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。



明治安田の長期運用の強み

機関投資家として、大きな規模で運用しています。 長期的な視点で市場のトレンドやリスクを把握し、 多様な資産にバランス良く投資することで、 長期的・安定的に収益を獲得することができます。

運用資産額 約47 (2023年度末時点)



長期運用のプロ集団もポートフォリオを組んで、 リスクとリターンのバランスをとっているんですね



特徴 3

「専属の担当者」によるアフターフォロー

長期にわたる資産形成にお客さま専属の担当者であるMYリンクコーディネーターが寄り添い、 ご要望にあわせてアフターフォローをご提供します。

明治安田の ショルダートゥショルダー Shoulder Shoulder

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

情報提供

- ●資産形成に関する情報を知りたい
- ●ご契約内容について知りたい など

各種 サポート ● **お客さま専用サイト「MYほけんページ」**での 各種のお手続きをサポートします



MYほけんページ上で、ご契約内容や解約返戻金等の金額をご確認いただけます。 お手続き方法等でご不明な点がございましたら、 MYリンクコーディネーターまでお気軽にお問い合わせください。

詳細は P.26

● 「契約者手続サポート制度」でもしものときも安心です

「保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)」を付加することにより、ご契約者がご契約に関するお手続きの 意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。 詳細は P.3.5

MYリンクコーディネーターとともに、 事務サービス・コンシェルジュがきめ細やかなアフターフォローをご提供します

担当のMYリンクコーディネーターまでLINE・電話等でお気軽にお問い合わせください



大切な資産を贈るニーズにお応えします





5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[A] II型

生命保険を活用することで、米ドルで運用しながら、 "かんたん・計画的"に生前贈与を行なうことができる、 米ドル建ての一時払終身保険です。 ご家族にのこすため、

一生涯の死亡保障も同時にご準備いただけます。

明治安田は、外貨建保険で
「人生100年時代」を応援します。

税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いにつきましては、 所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

計画的に生前贈与を行なうことで、大切な資産を守り、ご家族に受け継ぐことができます

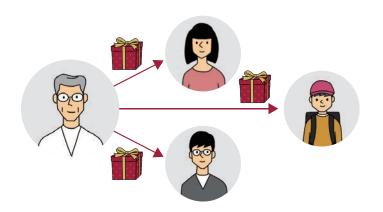
生前贈与のメリット

相続財産の圧縮

相続財産を減らすことで、相続税の軽減につながります

遺産分割の準備

自分の意思で、誰にいくら贈るかを決めることができます



生前贈与を10年間行なった場合の相続税・贈与税(注1)

【前提条件】

家族構成:本人(被相続人)、子2人、孫1人(法定相続人は子のみ)/相続財産(相続税評価額):2億円 ※法定相続人2人が法定相続分どおりに相続したものとして相続税を計算 相続開始前7年(注2)以内の贈与財産の相続財産への加算は考慮せず

暦年課税の場合







差額1,840万円

参考)P.47 >

早い時期から行なう

生前贈与のポイント

相続開始前7年(注2)以内の贈与財産は、相続税計算時において相続財産に加算されます

図相続や遺贈により財産を取得しない孫等が贈与を受けた 財産は、この加算の対象となりません

多くの人に行なう

配偶者や子・孫等、多くの人 に対して贈与を行なう

→相続税の税率を勘案する

相続税がかかる方については、贈与税の基礎控除額110万円以内だけでなく、相続税の税率等を勘案して贈与する金額を設定する

- (注1)贈与税には、暦年課税と相続時精算課税の2つの課税方法があります。
- (注2)令和5年度税制改正により、生前贈与の加算対象期間が、相続開始前3年以内から7年以内へと2024年1月以降の贈与から順次延長されます。

♪ この保険には、為替リスクや諸費用があります

為替リスク

この保険は米ドル建ての商品のため、

為替リスクがあります。



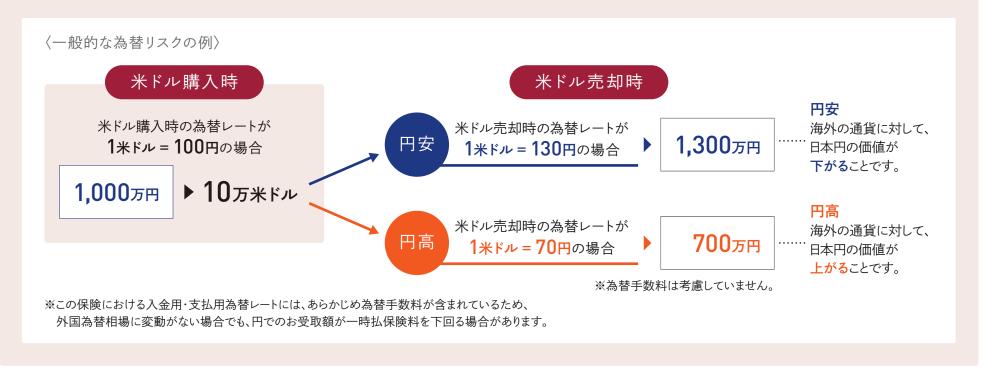
この保険における為替リスクは、 ご契約者または死亡保険金受取人・ 生存給付金受取人が負います。



為替リスク について



死亡保険金·生存給付金·解約時の返戻金等を円でお受け取りいただく場合の ? 支払用為替レート(ドル→円) (注1) は、日々変動します。 ご契約時よりも円高になった場合、円でのお受取額はご契約時の支払用為替レート(ドル→円)で円換算した保険金額等を 下回ります。さらに、お受取合計額がご契約時の一時払保険料(円)を下回り、損失が生じるおそれがあります。



(注1)「支払用為替レート(ドル→円)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。



ークの用語については、P.45·46の「用語ガイド」をご覧ください。

諸費用

この保険には、

お客さまにご負担いただく諸費用があります。

詳細は、P.39·40を ご覧ください。



諸費用 について ご確認ください



≪お払込時≫ 一時払保険料を<u>米ドルに換算</u>

為替手数料

- ? 入金用為替レート(円→ドル) (注2) には、為替手数料が含まれています。
- 入金用為替レート(円→ドル)
 - ? TTM +25銭

≪契約時および保険期間中≫ 米ドルで運用

保険契約にかかる費用

契約初期費用・保険契約関係費用の 合計額がかかります。 ≪お受取時≫ 米ドル建ての保険金等を円でお受け取り

為替手数料

支払用為替レート(ドル→円)には、 **為替手数料が含まれています**。



支払用為替レート(ドル→円)

TTM-25銭

※支払用為替レート(ドル→円)は、 将来変更される可能性があります。



- ◆上記の費用は、一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。
- ◆米ドル建ての死亡保険金額・生存給付金額・解約時の返戻金額や円でのお受取額は、すでに諸費用が差し引かれた後の金額を表示しています。

※保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合、口座引出手数料等、別途手数料がかかる場合があります。

(注2)「入金用為替レート(円→ドル)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。

金利変動リスク

この保険には、お客さまが負う ② 金利変動リスク はありません。

市場価格調整を行なわないため、解約時の市場金利によって、米ドル建ての返戻金額が変動することはありません。

がんたん 外貨建 一時払終身保険 のしくみについてご説明します



- ・この保険は米ドル建ての商品のため為替リスクがあります。
- ・ご契約から一定期間内に解約された場合、生存給付金と 返戻金のお受取合計額は ② 基本保険金額を下回ります。

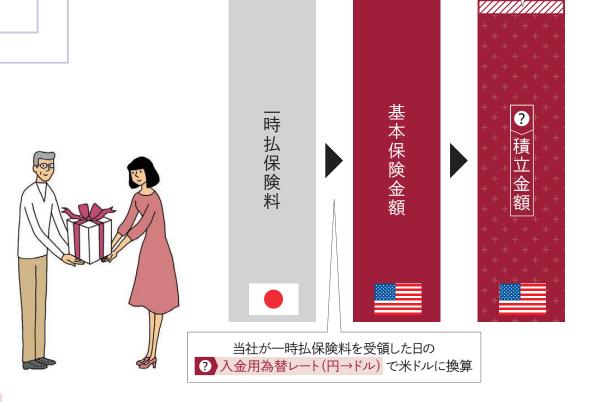
この保険における入金用・支払用為替レートが適用される基準日については、P. 31~31をご確認ください。

※市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。



シミュレーションをご確認いただけます





お払込みは円で

告知は不要です

契約初期費用 を

控除します P.39 ▶

ポイント 1

"かんたん・計画的"に、 生前贈与を行なうことができます

かんたん・計画的とは? P. 13·14 ▶

ポイント 2

生存給付金を**円でお受け取り** いただく際の上限額を 指定することができます

円建上限額を指定するメリットは? P. 16 · 16 ▶

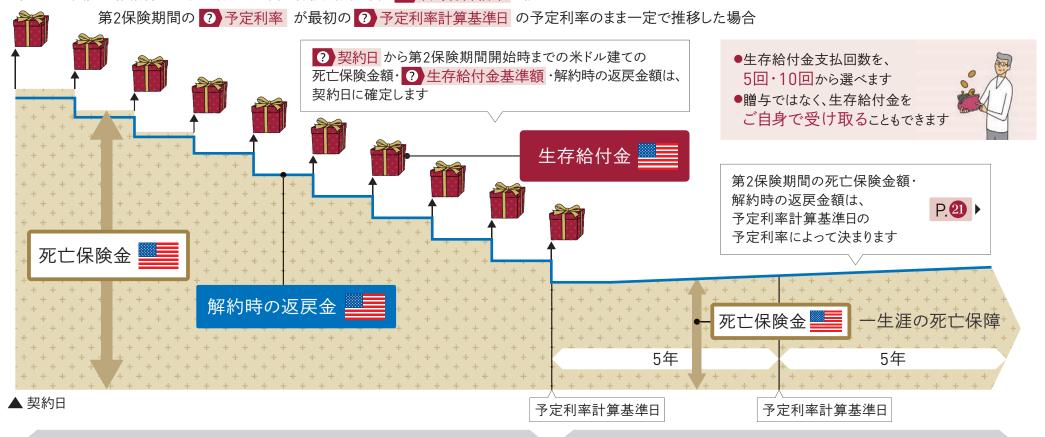
ポイント 3

一生涯の死亡保障を

同時に準備することもできます

死亡保障の設定方法は? P. 17 ▶

〈イメージ図〉 生存給付金支払回数10回(第1保険期間9年)・ ② 終身保障倍率 5倍



第1保険期間:9年

第2保険期間:終身

"かんたん・計画的"に、生前贈与を行なうことができます

「贈与契約書」の作成など、贈与の手続きが省略できます

通常の贈与手続きとの比較

贈与者

贈与する人

受贈者

贈与を受ける人

通常の贈与の際に、一般的に行なわれること

「贈与契約書」の作成

贈与者による振込手続き

毎回、贈与者の口座から、

受贈者の口座へ振り込みます。

贈与の記録を残すため、 贈与のつど、「贈与契約書」を作成し、 贈与者と受贈者で取り交わします。



贈与する人 贈与を受ける人



「贈与がかんたん外貨建一時払終身保険」なら、 贈与の手続きが簡単

「贈与契約書」の作成は不要

生存給付金のお支払いの際に、当社が発行する「支払手続完了のお知らせ」を贈与の記録としてご使用いただけるため、「贈与契約書」の作成は不要です。

明治安田

贈与を受ける人



明治安田







贈与を受ける人

明治安田がお振込み

生存給付金受取人(受贈者)の口座へ、 毎回、当社がお振込みします。









◆生存給付金受取人(贈与したいご家族)を1名指定できます。

Check!

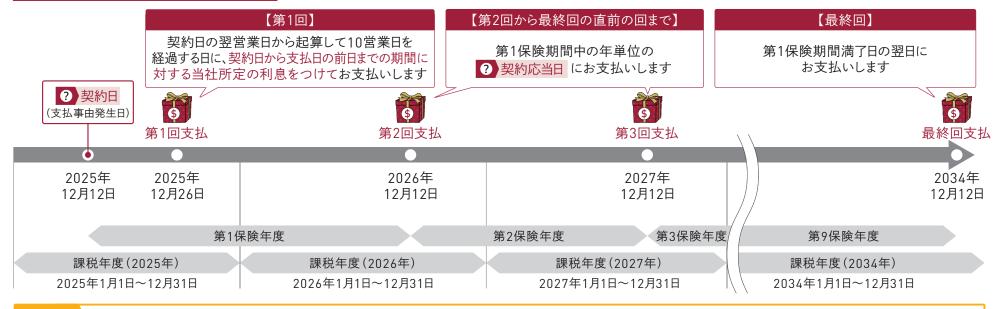
ご契約者と被保険者が同一の場合 原則、ご契約者(被保険者)、被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹 ご契約者と被保険者が異なる場合 ご契約者または被保険者

- ◆ご自身を生存給付金受取人に指定し、毎年お受け取りいただくこともできます。
- ◆生存給付金受取人は保険期間の途中でも変更できます(ただし、第1回の生存給付金受取人は契約日に確定するため、保険期間途中での変更はできません)。

生存給付金支払回数を5回・10回から選べますご契約後すぐに、初回の生存給付金を受け取れます

生存給付金のお受け取り(イメージ)

生存給付金支払回数10回の場合





- ◆生存給付金は、米ドルでも円でもお受け取りいただけます。
- ◆初回の贈与日は契約日となるため、契約日を含む課税年度から贈与税の対象となり、基礎控除が適用されます。
- ・市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。



- ・ご契約後に、生存給付金支払回数を変更することはできません。
- ・第1回の生存給付金のお支払いは、請求書類が当社に到達した日によって、着金日が変更となります。
- ・支払事由発生日の為替レートにより、生存給付金の円換算額が減少することがあります。 また、生存給付金の円換算額が増加することで、贈与税の金額が大きくなることもあります。

毎年の贈与金額を、贈与税の基礎控除額(110万円)以下に抑えることができます

※ご契約時に限り、生存給付金の円建上限額を指定することができます。この場合、「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用されます。

「繰越準備金」のしくみ(イメージ)

円安時

円高時

生存給付金の円換算額は大きくなります

生存給付金の円換算額は小さくなります



Check!

- ◆「円建上限額」を上回った分を「繰越準備金」として翌年以降に繰り越し、将来の円高時の不足分に 充当することで、円でのお受取額の為替変動による影響を小さくできます。
- ◆円でのお受取額の上限が決まるため、円安時でも贈与税の金額が大きくなることはありません。
- ◆最終回の生存給付金お支払時に円建上限額を上回る金額がある場合、その差額はご契約者に円でお支払いします。



- ・為替レートが円高の場合や、繰越準備金がない場合など、お受け取りいただく金額が円建上限額未満となる可能性もあり、円でのお受取額を保証するものではありません。
- ・円建上限額を指定した場合、上限額の変更や指定の取り消しはできず、毎年円でのお受け取りとなります。 ただし、② 基本保険金額 を減額した場合は、円建上限額もその割合に応じて減額されます。
- ・繰越準備金は、途中で引き出すことはできません。

円建上限額を指定した場合の生存給付金お受け取り(イメージ)

生存給付金基準額10,000米ドルの場合

生存給付金支払回数		第1回	第2回	第3回	最終回	
② 支払用為替レート(ドル→円)		1米ドル=130円	1米ドル=100円	1米ドル=100円	1米ドル=120円	
2 生存給付金基準額		10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	
		繰越準備金 (米ドル建て)	_	→ 1,538米ドル	→ 538米ドル	1,000米ドル
		存給付金基準額と 桑越準備金(合計) の円換算額	130万円	115.3万円	105.3万円	132万円
円建上限額を 110万円		円でのお受取額	110万円	110万円	105.3万円	110万円
に指定した場合		贈与税		贈与税は	かかりません(注1)	
	繰	越準備金への積立 (米ドル建て)	20万円分 (1,538米ドル)を 積立	5.3万円分 (538米ドル)を 積立	(繰越なし	22万円 を ご契約者にお支払い 所得税・住民税の対象
円建上限額を 指定しなかった		円でのお受取額	130万円	100万円	100万円	120万円
場合		贈与税	贈与稅	说の基礎控除額(110万円)	を超えた場合、贈与税が	かかります

- ※上記はイメージ図であり、実際のご契約内容を示すものではありません。また実際の為替の動きとは無関係です。
- ※上記の計算では簡易的な端数処理をしており、また、税金や繰越準備金・第1回の生存給付金のお支払いにおける 当社所定の利息等は考慮していないため、実際にお受け取りいただく金額とは異なる場合があります。

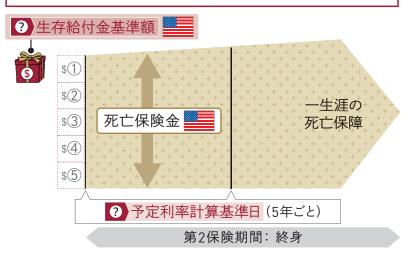


(注1)円建上限額を110万円に指定した場合でも、生存給付金受取人がほかの手段により贈与を受けたときなど、 1年間に贈与を受けた財産の合計価額が110万円を超える場合には、贈与税の申告・納税が必要となります。

一生涯の死亡保障を同時に準備することもできます

第2保険期間開始時の死亡保険金額(終身保障倍率)を 生存給付金基準額の5倍・2.5倍・0倍から選べます

②終身保障倍率 5倍とした場合の 第2保険期間開始時の死亡保険金額(注1)(イメージ)



(注1)端数処理等により、生存給付金基準額に終身保障倍率を乗じた金額を上回る場合があります。

終身保障倍率の設定例

生存給付金基準額	終身保障倍率	第2保険期間開始時の 死亡保険金額 ^(注1)
	5倍	50,000米ドル
10,000米ドル	2.5倍	25,000米ドル
	0倍	なし
	5倍	100,000米ドル
20,000米ドル	2.5倍	50,000米ドル
	0倍	なし

生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税限度額があります。

〈相続税の非課税限度額〉(相続税法第12条) 500万円×法定相続人の数





- ◆第2保険期間における死亡保険金額と解約時の返戻金額は同額です。
- ◆死亡保険金額·解約時の返戻金額は、米ドルまたは円でお受け取りいただけます。
- ◆第2保険期間における死亡保険金額·解約時の返戻金額は、予定利率計算基準日の <a>?♪予定利率 によって決まります。





- ・ご契約後に終身保障倍率を変更することはできません。
- ・終身保障倍率を0倍(終身保障なし)とした場合は、最終回の生存給付金支払日に、ご契約は消滅します。
- ・相続発生時の為替レートにより、死亡保険金の円換算額が減少することがあります。 また、死亡保険金の円換算額が増加することで相続税の金額が大きくなることもあります。

お客さまのニーズに応じたプラン例をご紹介します

プラン例 1

プラン例 2

プラン例

3

お客さま	
ニーズ	

生前贈与	贈与税の基礎控除額以下に 抑えて多く贈与したい	贈与税の最低税率(10%)の 範囲内に抑えて多く贈与したい ^(注1)	贈与税の基礎控除額以下に 抑えて早く贈与したい	
死亡保障	法定相続人1人あたりの相続税の 非課税限度額の金額程度に準備したい	不要	不要	

プランの 設定

生存給付金 円建上限額	110万円	310万円	110万円
支払回数	10回	10回	5回
終身保障倍率	5倍	0倍	0倍
生存給付金基準額(注2)	約10,000米ドル	約28,200米ドル	約10,000米ドル

ご契約時および保険期間中の入金用・支払用為替レートが1米ドル=110円で推移した場合

•
円での
お受取額
(イメージ)

生存給付金合計	約1,100万円	約3,100万円	約550万円
第2保険期間開始時 の死亡保険金(注3)	約550万円	_	_

- ※上記はプラン例ごとのお受取額を簡易に説明するためのイメージであり、 実際のお受取額を保証するものではありません。
- (注1)暦年課税の場合。
- (注2)生存給付金基準額はあくまで概算であり、一時払保険料、ご契約時の
 - ? 入金用為替レート(円→ドル)、予定利率等により、実際の金額は異なります。
- (注3)第2保険期間の米ドル建ての死亡保険金額は、予定利率計算基準日の予定利率によって決まります。ただし、第2保険期間開始時点の金額を下回ることはありません。

生存給付金の請求手続きについてご確認ください

ご契約時(第1回)

ご契約者



ご契約のお手続き

ご契約時に、生存給付金受取人の氏名・性別・ 生年月日・住所・電話番号・続柄をお申込書に ご記入いただきます。



ご自身以外を生存給付金受取人に指定する場合、 必ず事前に指定した受取人に生存給付金のお受け取りに ついてご説明いただき、了解を得てください。



当社から生存給付金受取人へ、ご請求書を郵送



生存給付金 受取人



ご請求手続き

指定の「生存給付金請求書」に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。





ご指定の口座でお受け取り

②契約日 の翌営業日から起算して10営業日を 経過する日にお支払いします。ただし、請求書類が当社に 到達した日によって、着金日が変更となります。

翌年(第2回)以降

ご契約者



- ●毎年の <mark>? 契約応当日</mark> の4ヵ月前をめどに 事前案内を郵送します。
- ●生存給付金受取人に変更がないか等を ご確認させていただきます。

変更がなければお手続きは不要です



ご指定の口座に自動送金

※生存給付金のお受取口座やお受取通貨(米ドルまたは円)を変更される場合は、 当社の担当者などにご連絡ください。

「支払手続完了のお知らせ」の送付について

- ・生存給付金お支払いのつど、生存給付金受取人あて「支払手続完了のお知らせ」を郵送します。贈与の記録としてご使用いただけるため、大切に保管ください。
- ・ご契約者は、お客さま専用サイト「MYほけんページ」にて、支払状況をご確認いただけます。
- ・なお、最終回の生存給付金お支払時に、「繰越準備金」や「積立配当金」を 契約者にお支払いした場合は、それらの内容を記載した通知を、ご契約者 あて郵送します。



上記お手続きは、将来変更になる可能性があります。

ご加入後のお手続きについてご確認ください

被保険者の現況確認について

- ●生存給付金のお支払いにより、すでにお支払いした生存給付金の合計額
 - (?) 生存給付金基準額 ×生存給付金をお支払いした回数)が、
 - **②基本保険金額** を上回ることとなるときは、被保険者のご生存の確認をさせていただきます。
- ② 終身保障倍率 を0倍とした場合、最終回(注1)の生存給付金をお受け取りいただくためには、必ず被保険者の現況確認(ご生存の確認)が必要となります。

生存給付金 受取人



●被保険者の現況確認の対象となる生存給付金 支払日の3ヵ月前をめどに、 「生存給付金請求書」と「現況届」を 郵送いたします。

●被保険者のご生存の確認を させていただきます。

指定の「生存給付金請求書」と「現況届」をご返送ください。



ど指定の口座に送金

※終身保障倍率を5倍・2.5倍とした場合、お手続きの必要はありません。 (注1)最終回以外の生存給付金お支払時に確認をさせていただく場合もあります。



ご確認ができない場合、最終回の生存給付金はお支払いできません。

主契約の減額について

●当社所定の範囲内で、基本保険金額を減額することができます。

減額後の基本保険金額

30.000米ドル以上(1.000米ドル単位)

- ●基本保険金額を減額した場合、死亡保険金額・生存給付金基準額・ 円建上限額は、基本保険金額の減額割合に応じて減額されます。
- ●ただし、減額後の金額について、以下のいずれも満たす必要があります。

生存給付金基準額	5,000米ドル以上
円建上限額	50万円以上
第2保険期間開始時の 死亡保険金額	10,000米ドル以上 (終身保障倍率0倍の場合を除く)

●基本保険金額の減額割合に応じて、返戻金をお支払いします。



・一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。 ・増額のお取扱いはありません。

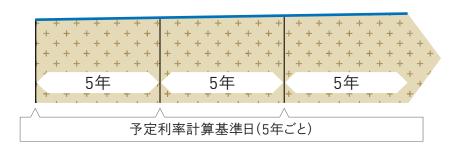
第2保険期間の予定利率とお受取額についてご説明します

- ② 終身保障倍率 を5倍・2.5倍とした場合、② 予定利率計算基準日 に、直近の米国債の金利等をふまえ、② 予定利率 を設定します。
- ●予定利率計算基準日の予定利率により、以後5年間の死亡保険金額・解約時の返戻金額(毎月増加)が決まります。
- ●予定利率が高いほど、米ドル建てのお受取額は大きくなります。

第2保険期間の予定利率には 最低保証(0.25%)があります。

最低保証予定利率(0.25%)で推移した場合

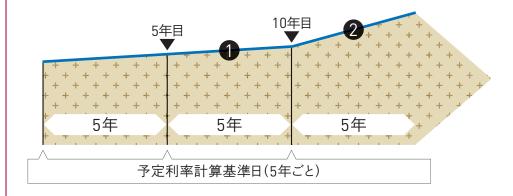
お受取額は緩やかに増加します。



最低保証予定利率(0.25%)を上回ると、お受取額の増加率は大きくなります。

5年目より10年目の予定利率が上がった場合

●より②の増加率が大きくなります。





米ドル建ての解約時の返戻金等を円で受け取る場合は、為替リスクがあります。くわしくはP.09をご確認ください。



相続・贈与に関するご質問にお答えします

Q		A	
	●贈与税は、個人から財産をもらった場合に、そのもら	らった人に対して課税される	る税です。
	【暦年課税】	【贈与税の速算表】	
	●贈与があったつど課税されるものではなく、暦年 (1月1日~12月31日)単位で受けた贈与財産の	甘林协及公公司郑石林	通常

贈与税はどのようにして 課税されますか?

【贈与税の速算表】

基礎控除後の課税価格	通常		直系尊属からの 贈与(注1)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	_	10%	_
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	13%	1027
400万円超 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超	JJ%	400万円	55%	640万円

税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくもので あり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いにつきましては、

所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

生存給付金の円建上限額を 指定する場合に注意すべき ことはありますか?

【曆年課税】

●贈与税の基礎控除額は受贈者1人につき、年間110万円です。

価額を合計し、以下の計算方法で計算されます。 ●1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円 以下であれば、贈与税は課税されず、贈与税の

(贈与財産の合計額-110万円)×税率-控除額

(注1)18歳以上の方(贈与を受けた年の1月1日時点)が、直 系尊属から贈与を受けた場合、そのほかの贈与に比

べ、税率や控除額が優遇されます。

申告をする必要もありません。

〈贈与税の計算方法〉

- ●円建上限額を110万円に指定した場合であっても、生存給付金受取人がほかの手段で贈与を受けているとき など、1年間に贈与を受けた財産の合計価額が110万円を超える場合は、贈与税の申告・納付が必要となります。
- 必ず事前に、生存給付金受取人にそのほかの贈与の有無を確認のうえ、円建上限額を指定してください。
- ご契約者が亡くなる前7年(注2) 以内の贈与は、相続税の 課税対象になりますか?

【曆年課税】

●受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって財産を取得した場合、ご契約者 (被相続人)の相続開始前7年(注2)以内の贈与財産は、相続財産に加算され相続税の課税対象になります。

※相続または遺贈により財産を取得しない孫等への贈与財産は除きます。

(注2)令和5年度税制改正により、生前贈与の加算対象期間が、相続開始前3年以内から7年以内へと2024年1月以降の贈与から順次延長されます。

相続・贈与に関するご質問にお答えします

【曆年課税】 ①死亡保険金受取人も「孫」の場合 ●孫が死亡保険金を受け取るため、被保険者が亡くなる前7年(注3)以内の贈与は相続税の課税対象となります。 (O3参照) ●また、孫が受け取る死亡保険金に生命保険の非課税限度額(500万円×法定相続人の数)は適用されず、孫の 相続税は2割加算されます。 ※当商品に限らず、そのほかの生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合や、孫が取得する相続財産がある場合も含みます。 「法定相続人ではない孫」を ②死亡保険金受取人が「子」など、孫以外の法定相続人の場合 生存給付金受取人に指定した ●孫にほかに相続した財産がなければ、被保険者(=ご契約者)が亡くなる前7年(注3)以内の贈与は相続税の 場合の税務上の取扱いは? 課税対象となりません。 (ご契約者と被保険者が同一人の場合) 【契約形態ごとの相続税の取扱い】※孫がほかに相続した財産がない場合 死亡保険金 生存給付金 生存給付金 死亡保険金 被保険者 契約者 相続開始前7年(注3) 非課税限度額 2割加算 受取人 受取人 以内の贈与財産 なし 相続税の課税対象 あり ご本人 ご本人 孫 子 あり なし 相続税の課税対象 あり なし (注3) 令和5年度税制改正により、生前贈与の加算対象期間が、相続開始前3年以内から7年以内へと2024年1月以降の贈与から順次 延長されます。 ・以下の条件をすべて満たす場合、受贈者の選択により適用できる制度です。 ・贈与者が贈与をした年の1月1日時点で60歳以上 ・受贈者が贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上 ・贈与者と受贈者の関係が親子か祖父母と孫 相続時精算課税とは?

※一度、適用の届出を出すと、その贈与者からの贈与について、暦年課税への変更はできません。

●相続時精算課税においても毎年110万円の基礎控除があります。基礎控除後の贈与財産の合計額が特別 控除額(2.500万円)を超える場合、その超過分に対して一律20%の贈与税が課されます。相続税を計算する 際は、相続時精算課税を選択した贈与財産の合計額(基礎控除後)を相続財産に加算します。相続時精算 課税により生じた贈与税額は、相続税額から控除できます(控除できない贈与税額があれば還付されます)。



税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いにつきましては、 所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

●「定期贈与(定期金に関する権利の贈与)」とは、贈与契約を結んで、一定期間にわたり、財産を給付していく ことです。10年間毎年100万円贈与すると約束した場合、1年ごとに贈与されたと考えるのではなく、贈与の約 束をした年に将来にわたって1,000万円をもらえる権利が贈与されたものとして、贈与税が課税されます。 ●一方、「贈与がかんた人外貨建一時払終身保険」による生前贈与は、以下の理由により生存給付金受取人が 定期的に贈与を受けることが確定しないため「定期贈与」には該当しません。 ①被保険者が死亡した場合は死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われるため、生存給付金受取人のお 受け取りが確定していないこと ②契約者の判断で生存給付金受取人の変更が可能であること ●生命保険の死亡保険金には、以下のとおり相続税の非課税限度額があり、現金を相続する場合に比べ、相続税の課税対象が少なくなります。 「死亡保険金を受け取る場合の計算式(相続税法第12条)」 (相続税の非課税限度額)

現金を相続する場合と、 生命保険の死亡保険金として 受け取る場合と、 税務上の違いはありますか?

相続人が妻と子2人の場合

500万円×3人=1,500万円 ◆ 相続税の非課税限度額

〈例えば〉上記相続人が「死亡保険金」を 2,000万円受け取った場合

500万円×法定相続人の数

死亡保険金 2,000万円 → 課税対象 500万円

※ただし、契約者と被保険者が同一で

死亡保険金受取人が相続人の場合

●上記のほか、死亡保険金は受取人固有の財産であり、相続放棄をしても受け取ることができます。また、受取 人を指定することで、必要な人に直接財産をのこすことができます。 ご加入前だけでなく、 ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、 お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder」のアフターフォローをご提供します

ご加入前

情報提供やお手続き等を 行ないます

> 資産形成に関する 情報提供

お客さまにあった コンサルティング

商品内容のご説明

お申込手続き

ご加入後

毎年のご契約内容の確認・各種お手続きのご案内 などを行ないます

解約のお手続きは、当日の当社所定の? 支払用為替 レート(ドル→円)で即時にお手続きを完了させるため、 MYほけんページまたはお電話で承っております。その ため、MYリンクコーディネーターが書類をお預かりす るお手続きは取扱いしておりません。ご了承ください。



「気付かなかった」ということがないよう、 毎年、ご契約内容を点検します

ご契約内容のご説明・ご確認

保険金等のご請求有無のご確認



各種のお手続きを完了までサポートします

死亡保険金のご請求

ご住所・お受取人さまの変更

など

困ったときも

安心の制度・体制で、お客さまの お手続きをサポートします

契約者手続サポート制度

ご契約者がご契約に関するお手続 きの意思表示が困難な場合などに、 あらかじめ指定された方による所定 のお手続きが可能となります。

※保険契約者代理特約の付加が必要です

事務サービス・コンシェルジュ

事務サービスに関する専門知識を 有する「事務サービス・コンシェル ジュ Iが、MYリンクコーディネー ターとともにきめ細かなアフター フォローをご提供します。

※これらのサービス・取扱条件は、2025年3月現在のものであり、将来変更される場合があります。



「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

ご要望にあわせて

WEBサイトやお電話でもお申し出を受け付けています

MYはけんページ

当社のお客さま専用サイトに ご登録いただくと、ご契約内容の照会や

一部のお手続き、書類のご請求ができます。





ご契約内容の 住所等の 照会 登録·変更





各種書類の ご請求

解約

電話

コミュニケーションセンターにて、 支払用為替レート(ドル→円)の ご照会や各種お手続きを 受け付けています。

外貨建保険のお問い合わせ窓口

0120-453-860

月曜~金曜……9:00~18:00 (いずれも祝日・) 土曜………9:00~17:00 (年末年始を除く)











ご契約内容の 住所等の 照会 登録・変更

各種書類の ご請求

解約

減額

MYほけんページでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即座にできます

〈当日の支払用為替レート(ドル→円)でのお手続可能時間〉

月曜~金曜………10:30頃(注1)~23:00(祝日・年末年始を除く)

ご準備いただくもの

- MYほけんページID または保険証券番号
- ●ログインパスワード

必要な事前登録

- ●送金口座
- ●ワンタイム パスワード受信用の 携帯電話番号

MYほけんページのID、ログインパスワードをお忘れの場合は、MYほけんページのログイン画面からIDの再発行、ログインパスワードの再登録をしてください。

コミュニケーションセンターでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即時にできます(注2)

〈当日の支払用為替レート(ドル→円)でのお手続可能時間〉

月曜~金曜………10:30頃(注1)~18:00(祝日・年末年始を除く)

ご準備いただくもの

- ●保険証券番号
- ●本人確認用の暗証番号(4桁)

※ご登録された暗証番号は お忘れにならないよう 大切に管理してください。

必要な事前登録

- ●送金口座
- ●本人確認用の暗証番号(4桁)
- ●MYほけんページの ログインパスワード
- ※MYほけんページIDが無効である 場合はお手続きができません。

暗証番号をお忘れの場合は、当社ホームページのMYほけんページ「新規登録」から、MYほけんページ「新規登録」から、MYほけんページIDを再発行のうえ、暗証番号を再登録してください。

(注1)当日の支払用為替レート(ドル→円)が反映した後にお手続きが可能となるため、お手続きの開始時刻が変更になる場合があります。 (注2)外貨でのお受け取りによる解約、減額のお手続きは、お客さまからのお申し出受付後、書類でのお手続きとなります。

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、

終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。

貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や養老保険などの 資産形成の機能がある保険

市場リスクがない保険

- ●ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が 確定している保険。
- ●一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ●ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が 確定していない保険。
- ●お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。変額保険や外貨建保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク

詳細は P.09

金利変動リスク

市場金利の情勢に応じた運用資産の 価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を適用するため、解約 返戻金額が既払込保険料を下回ること があり、損失が生じるおそれがあります。

価格変動リスク

株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、 株価や債券価格の下落により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、 損失が生じるおそれがあります。



お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時に**ご家族同席**のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。 ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認いただくことで、

より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- ●契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいていただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- ●また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- ●下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

1 申込手続日の日程調整

同席のご家族と申込手続日の日程調整をお願いします。

同席のご家族は70歳未満のご家族を おすすめします。

※成人されているご家族にご同席をお願いします。

※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

2 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、 対面とオンライン面談から お選びください。

3 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

お名前 ご契約者との続柄

「連絡先」 ご希望の申込手続日

同席方法(対面・オンライン面談)

※ご家族の情報を当社に提供することについて、 ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

お問い合わせ窓口

申込手続きについて ご不明な点がございましたら、 担当者または右記お問い合わせ窓口に お電話ください。

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口

0120-809-127

専任の担当者が お問い合わせに対して ゆっくり丁寧に応対いたします。

月曜~金曜 9:00~18:00

土曜

9:00~17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

契約概要

- ■「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- ■「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面P.45・46に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等

- ■名 称 明治安田生命保険相互会社
- ■住 所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- ■連絡先 TEL 03-3283-8111(代表) ホームページアドレス https://www.meijiyasuda.co.jp/

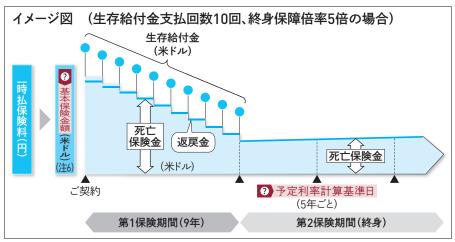
2. 商品の特徴としくみ

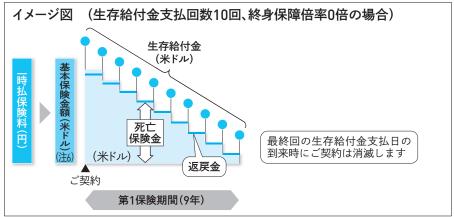
■保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) 「A]II型

- ■商品の特徴としくみ
 - ●この保険は、米ドル建ての一時払終身保険です。
 - ●一時払保険料は円でお払い込みいただきます。
 - ●保険金など(注1)のお受け取りは米ドルまたは円のいずれかを選択できます。 (注1) 死亡保険金・生存給付金・返戻金などをいいます。

この保険の「為替リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.38~40をご確認ください。

- ●第1保険期間中は、毎年の生存給付金支払日(注2)に被保険者が生存しているときに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いし、被保険者が死亡したときに死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- ●生存給付金支払回数は、ご契約時に5回、10回のいずれかからお選びいただけます(注3)。なお、第1保険期間は生存給付金支払回数が5回の場合は4年、10回の場合は9年となります。
- ●ご契約時に、生存給付金を円でお受け取りいただく際の上限額を指定することができます(注4)。
- (注2) 第1回の生存給付金については ? 契約日とします。
- (注3) ご契約時の市場金利情勢やご契約者・被保険者の年齢などによっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- (注4) この場合、円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用されます。
- ●第2保険期間中の死亡保障の有無は、ご契約時にお選びいただけます。
- ●第2保険期間開始時の死亡保険金額は、②生存給付金基準額とご契約時にお選びいただく ②終身保障倍率 (0倍、2.5倍、5倍)に応じた金額となります。
- •終身保障倍率が2.5倍、5倍の場合、第2保険期間中は終身保障倍率に応じた金額を死亡保険金としてお支払いします。
- ●終身保障倍率が0倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時にご契約は消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません(注5)。
- (注5) 終身保障倍率を0倍とした場合、主約款の「終身保障不担保特則」が適用されます。





- (注6) 一時払保険料(円)を、当社が受領した日の当社所定の為替レートにより、米ドルに換 算した金額です。
- (※) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

3. 保障内容

■保険金等のお支払事由

保険金・ 給付金	お支払いする場合	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	【第1保険期間中】 次のいずれか大きい金額 ●被保険者が死亡した日の直前の生存給付金支払日(注1)における②積立金額(注2) ●基本保険金額から、「②生存給付金基準額×生存給付金の支払事由が発生した回数(注3)」を差し引いた金額 【第2保険期間中】	死亡 保険金 受取人
		被保険者が死亡した日にお ける積立金額	
生存	【第1回の生存給付金】 被保険者が、 <mark>② 契約日</mark> に生存しているとき ^(注4)	生存給付金基準額に当社所 定の利息 (注5)を付した金額	生存 給付金
給付金	【第2回以降の生存給付金】 被保険者が、生存給付金支 払日に生存しているとき ^(注4)	生存給付金基準額	受取人 (注6)

- (注1) 被保険者が、生存給付金支払日の当日に死亡した場合は、その日とします。
- (注2) 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に死亡した場合は、契約日の 積立金額とします。
- (注3) 基本保険金額が減額された場合は、生存給付金基準額も同じ割合で減額した金額で 計算します。
- (注4) 契約日または生存給付金支払日の当日に被保険者が死亡した場合も含みます。
- (注5) 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。
- (注6) 生存給付金受取人は1人のみ指定いただけます。

前ページより

- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ●両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。
- ② 終身保障倍率 が0倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時 にこの保険は消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません。
- ●生存給付金をお支払いした後に、被保険者が生存給付金支払日前に死亡していたことが判明した場合は、死亡保険金からすでにお支払いした生存給付金の金額を差し引きます。
- ●生存給付金は、以下の生存給付金支払日にお支払いします。

生存給付金	生存給付金支払日
第1回	? 契約日 の翌営業日から起算して10営業日を 経過する日
第2回から 最終回の直前の回まで	第1保険期間中の年単位の ? 契約応当日 (注7)
最終回	第1保険期間満了日の翌日

- ●第1回の生存給付金のお支払時にご指定いただいた口座に、第2回以降の 生存給付金も振り込みます。
- ●生存給付金のお受取口座やお受取通貨(米ドルまたは円)(注8)を変更される場合は当社(担当者、支社またはコミュニケーションセンター)にご連絡ください。
- (注7) 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- (注8) 円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用されている 場合は、米ドルでのお受け取りはできません。

■保険金等をお支払いできない場合

P.41の「4. 保険金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

■特約

円入金特約

- ? 一時払保険料相当額 を円でお払い込みいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます(注9)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- ・円で払い込まれた一時払保険料相当額を米ドルに換算した金額を、②基本保険金額とします。基本保険金額は、当社よりお送りする保険証券でご確認ください。
- ●米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート(注10)を適用します。

米ドルへの換算における当社所定の為替レート 為替レート適用日 適用為替レート 当社が円により払い込まれた一時払保険料相当額を 受領した日(受領日) (注11) (注12)

- (注9) この特約の解約はできません。
- (注10) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示する TTS を上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。
- (注11) 受領日は、当社が指定する金融機関口座に着金した日となります。このため、一時払 保険料相当額のお払込日と受領日が異なる等の事情により当社所定の為替レートが 変動し、基本保険金額が一時払保険料相当額のお払込日に試算した金額と相違す ることがあります。
- (注12) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

31

円支払特約

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金等(注13)を円でお受け 取りいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます (注14)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- ●円への換算にあたっては、当社所定の為替レート(注15)を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート

項目		為替レート適用日	適用為替レート(注16)
死亡保険金		請求書類が当社に 到達した日 ^(注17)	
生存給付金	生存給付金の支払 事由発生日以前に 請求書類が当社に 到達した場合	生存給付金の 支払事由発生日(注17)	- TTM-25銭
	生存給付金の支払 事由発生日後に請 求書類が当社に到 達した場合	請求書類が当社に 到達した日 ^(注17)	
返戻金		請求書類が当社に 到達した日 ^{(注17) (注18)}	

(※) 円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合 の為替レート適用日については、P.33の「生存給付金の円建上限額を指定する場合 の取扱い(円支払特約「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用さ れる場合)」をご確認ください。

- (注13) 死亡保険金・生存給付金・返戻金などをいいます。
- (注14) この特約の解約はできません。
- (注15) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示す る? TTB を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、 その日の最初の公示値を参照します。
- (注16) 当社所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される可能性があります。
- (注17) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日 とします。
- (注18) 当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した 日とします。

生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い(円支払特約「生存給 付金円建上限額を指定する場合の特則 |が適用される場合)

- ●ご契約時に、生存給付金を円でお受け取りいただく際の上限額(以下、「円 建上限額 といいます)を指定することができます(注19)。
- ●円建上限額を指定した場合、毎回の生存給付金のお支払いにあたっては 以下のとおり取り扱います。
 - ●以下の金額を当社所定の為替レート(注20)(P.34表1参照)で円に換算 します。この円に換算した金額を「円換算額」といいます。

第1回の生存給付金

② 生存給付金基準額 に当社所定の利息(注21) を付した金額

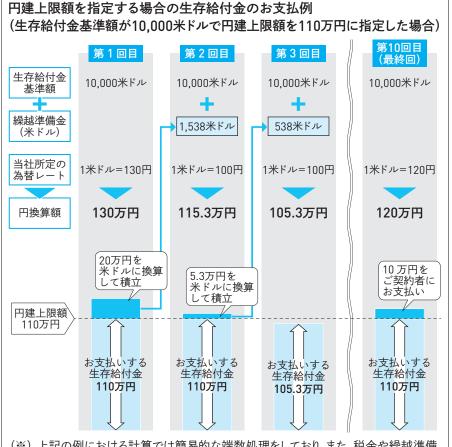
第2回以降の生存給付金 生存給付金基準額に繰越準備金を加えた金額

- ●円換算額が円建上限額以下となる場合、円換算額と同額を生存給付 金としてお支払いします。
- ●円換算額が円建上限額を上回る場合、円建上限額と同額を生存給付 金としてお支払いします。この場合、円換算額から円建上限額を差し引 いた金額は当社所定の為替レート(注20)(P.34表1参照)で米ドルに換 算し、「繰越準備金」として当社所定の利息(注22)を付けて積み立てま す(注23)。
- ●最終回の生存給付金支払時に円換算額が円建上限額を上回る場合、 その差額を円でご契約者にお支払いします。

- 被保険者の死亡や解約などによりご契約が消滅した場合、繰越準備金は 死亡保険金や返戻金などとあわせてお支払いします。
- (注19) ご契約時に指定いただいた円建上限額の変更や指定の取消しはできません。ただ し、? 基本保険金額を減額した場合は、円建上限額もその割合に応じて減額され ます。
- (注20) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示す る? TTB を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、 その日の最初の公示値を参照します。
- (注21) ? 契約日 から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息としま す。
- (注22) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率に ついては当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。
- (注23) 繰越準備金は途中で引き出すことはできません。

(表1) 当社所定の為替レート					
項目		為替レート 適用日	適用為替レート (注24)		
第1回の 生存給付金	② 生存給付金基準額 (こ当社所定の利息(注25)を付した金額を円に換算する場合 円換算額から円建上限 (変す 美) 引いする (変す)	? 契約日 (注26)	② TTM -25銭		
	額を差し引いた金額を 米ドルに換算する場合				
第2回以降の 生存給付金	生存給付金基準額に 繰越準備金を加えた 金額を円に換算する場合	生存給付金			
	円換算額から円建上限 額を差し引いた金額を 米ドルに換算する場合	支払日(注26)			

- (注24) 当社所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される可能性があります。
- (注25) 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。
- (注26) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日とします。



(※) 上記の例における計算では簡易的な端数処理をしており、また、税金や繰越準備金・第1回の生存給付金のお支払いにおける当社所定の利息等は考慮していないため、実際にお受け取りいただく金額とは相違する場合があります。

保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)

•ご契約者が、保険契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人(注27)が、ご契約者に代わって所定のお手続き(表2参照)を行なうことができます。

表2 所定のお手続き

●住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続き が対象となります。

ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ・ご契約者の変更手続き(注28)
- ・保険契約者代理人の変更手続き
- ・保険金等の受取人の変更手続き
- ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き
- (注27) 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
- (注28) 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする 変更手続きは、代理可能な手続きです。
- ●ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者 に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。

■予定利率

•保険金額等を算出する際の基準となる利率であり、②積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が ② 予定利率 でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。

第1保険期間	●米国債の金利等をふまえ、毎月2回(1日と16日)、当社が設定します。 ● ② 契約日 に設定された予定利率(注29)を、第1保険期間満了日まで適用します。
第2保険期間	 予定利率計算基準日 (注30) に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用します(注31)。 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以降の期間、適用します。 予定利率は、最低保証予定利率(0.25%)を下回りません。

- (注29) 第1保険期間の年数に応じて設定します。
- (注30) 被保険者の年齢が101歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の予定 利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。
- (注31) 第2保険期間に適用される予定利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)で ご確認ください。

4. お申込みに際して

■為替リスク

●この保険には「為替リスク」があり、為替レートの変動により損失が生じるお それがあります。「為替リスク」についてはP.38をご覧ください。

■主なお取扱い

指定通貨		米ドル	
保険料の払込方法		一時払い(円でのお払込みのみ)	
	取扱単位	10万円	
	最低(注1)	300万円	
一時払保険料	最高(注1)	被保険者の年齢によって以下のとおり 0歳〜満15歳:1,000万円 満16歳〜満17歳:5,000万円 満18歳〜満90歳:5億円	
② 生存給付金基準額 の最低金額		5,000米ドル	
保険期間	第1保険期間 (生存給付金 支払回数)	4年(5回)、9年(10回)	
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身(注2)	
契約年齢範囲	第1保険期間 4年	ご契約者:満18歳~満90歳 被保険者: 0歳~満90歳	
大水が十四単位	第1保険期間 9年	ご契約者:満18歳~満85歳 被保険者: 0歳~満85歳	
告知		不要	

円建上限額の範囲と単位	以下の算式で計算された金額(10万円未満切り捨て)以上、10万円単位で指定 一時払保険料 生存給付金支払回数+ ② 終身保障倍率 ただし、円建上限額は50万円以上、1億円以下	
終身保障倍率	0倍、2.5倍、5倍	
主契約の増額・減額	増額:お取扱いしておりません 減額:最低基本保険金額:30,000米ドル (1,000米ドル単位) ※この場合、死亡保険金額、生存給 付金基準額および円建上限額は ② 基本保険金額 の減額割合に 応じて減額され、それぞれについて 別途満たすべき基準があります	
生存給付金支払回数 (第1保険期間)、終身保障倍率、 円建上限額の変更	お取扱いしておりません	
繰越準備金の全部・一部引き出し	お取扱いしておりません	
契約者貸付、 死亡保険金・生存給付金のすえ置	お取扱いしておりません	

- (注1) 同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済の場合は、ご加入いただけないことが あります。
- (注2) 珍 終身保障倍率 が0倍の場合は、最終回の生存給付金支払日の到来時にご契約 が消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません。

前ページより

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ●ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「保 険証券」でご確認ください。

■年齢の計算

• ② 契約日 における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の ② 契約応当日 ごとに1歳を加えて計算します。

5. 配当金

- ・配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後5年ごとの資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします(自動積立)。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- ◆上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- •配当金は当社所定の利率(注1)で円で積み立てておき、ご契約者から請求 があったとき、または、死亡保険金・生存給付金(注2)・返戻金をお支払いす るときなどにあわせて円でお支払いします。
- (注1) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。
- (注2) 終身保障倍率が0倍のときの最終回の生存給付金のことをいいます。

6. 解約・減額と返戻金

●P.41の「5.解約・減額と返戻金」をご確認ください。

7. お客さまにご負担いただく諸費用

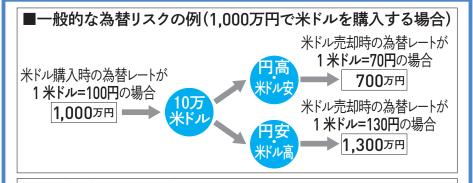
- この保険にかかる費用は「保険契約にかかる費用(契約初期費用、保険契約関係費用)」、「外貨の取扱いにかかる費用」の合計額となります。
- ●P.39・40の「お客さまにご負担いただく諸費用」をご確認ください。

注意喚起情報

- ■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
- ■特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ■この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ●記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- ●主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が 記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- ●特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

◆ 為替リスク

- ●この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
- ●この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、米 ドルを円換算したときの価値が変動することにより、差損(差益) が生じることをいいます。
- ◆為替レートは日々変動しているため、保険金や返戻金など(注1)をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金などが、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金などを下回るおそれがあります。さらに、保険金や返戻金などのお受取合計額がご契約時の一時払保険料(円)を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- この保険における為替リスクは、ご契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が負います。
- (注1) 死亡保険金・生存給付金・返戻金などをいいます。



■この保険における為替リスクの例

- ・一時払保険料として1,000万円をお払込み
- ・ご契約時の当社所定の為替レート: 1米ドル=100円
- ・生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍
- ・生存給付金を2回お支払い後に死亡した場合の死亡保険金額:8万米ドル

死亡保険金請求時の	1米ドル=70円	1米ドル=130円	
当社所定の為替レート	(加入時よりも円高)	(加入時よりも円安)	
死亡保険金の円換算額	8万米ドル	8万米ドル	
が に 体 映 並 り 口 揆 昇 領	=560万円	=1,040万円	
ご契約時の当社所定の為替レート(1米ドル=100円)で計算した。新古田院会第(0工	一240万円	+240万円	
算した死亡保険金額(8万 米ドル=800万円)との差額			

(※)税金等を考慮せず計算した金額であり、実際にお受け取りいただく金額とは相違する場合があります。

◆ お客さまにご負担いただく諸費用

保険契約にかかる費用

●保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約 関係費用」の合計額となります。(解約時に別途控除する費用は ありません。)

	<u>'</u>			
項目	内容			
約初期費用	ご契約の締結にかかる費用であり、以下の費用をご契約時に控除します。 ●第1保険期間の年数(生存給付金支払回数)に応じ、②基本保険金額に対して以下の率を上限とする率を乗じた金額とします。 ●ご契約に適用される率は、ご契約時の②予定利率により異なるため、すべてを表示してはおりません。第1保険期間(生存給付金支払回数) 4年(5回) 2.0%(上限) 9年(10回) 4.0%(上限) ご契約の維持・管理等および死亡保険金・生存給付金にかかる費用であり、②積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢・性別やご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。			
 険契約 係費用				

- これらの費用は、一時払保険料以外に**別途お払い込みいた** だく必要はありません。
- ●米ドル建ての死亡保険金額・生存給付金額・返戻金などは、 すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

外貨の取扱いにかかる費用

■為替手数料

円入金特約・円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替 レートを適用します。

この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

当社所定の為替レート	適用為替レート
円入金特約における為替レート	? TTM +25銭
円支払特約における為替レート	TTM-25銭 ^(注1)

- (注1) 当社所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される可能性があります。
- ●お払込時にかかる為替手数料は、あらかじめ円入金特約における為替レートに含まれているため、一時払保険料以外に 別途お払い込みいただく必要はありません。
- ●保険金などを円でお受け取りいただく際にかかる為替手数料は、あらかじめ円支払特約における為替レートに含まれています。お受け取りいただく金額は、この手数料が差し引かれた後の金額です。

■□座引出手数料等

- ●保険金などを米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取 る口座をご準備いただく必要があります。そのために手数料が かかる場合があります。また、口座着金・引出にかかる手数料等 が必要となる場合があります。
- ●手数料等の金額、口座開設のお取扱いは、金融機関によって 異なります。詳細は、金融機関にお問い合わせください。
- ●口座引出手数料等については、お客さまに別途で負担いただく 費用となります。

1. 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

- ●申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含め て8日以内(土・日・祝日、年末年始の休日を含みます)であれば、書面また は電磁的記録*によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込 みの撤回等にといいます)をすることができます。この場合には、お払い込み いただいた金額を円でお返しいたします。
- * 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ(裏表紙参照)の専用申 出フォーム(以下、「専用申出フォーム」といいます)からお申し出いただく方法を設定しており ます。
- お払い込みいただいた金額を円でお返しするまでには、お申込内容の確 認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送 している場合があります。

- ●お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出 フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等 の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信して ください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・ 住所・電話番号(お申込内容と同一)・保険種類・申込日および一時払保険 料などを記載してください。
- ●書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。
- 債務履行の担保のための保険契約であるときは、お申込みの撤回等はで きません。

2. 告知

- ●ご契約に際して、医師による診査や健康状態などの告知は不要です。
- ●当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申 込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合がありま す。

3. 保障の開始

- ◆お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、②一時払 保険料相当額を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
- ◆生命保険募集人(代理店を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結 の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険 契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したとき に有効に成立します。

4. 保険金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などのお支払いはできません。

- ●P.30の「3.保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合
- ●免責事由に該当する場合
- 例)・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
 - ・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 など
- ●重大事由による解除の場合
- 例)・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - ・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その 他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- ●詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合
- ▶冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5. 解約・減額と返戻金

■ご契約の解約

● この保険は、いつでもご契約を解約・減額して返戻金をお受け取りいただく ことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はす べて失われます。

■基本保険金額の減額

- ●当社所定の範囲内で、 ② 基本保険金額 はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保 険金額、② 生存給付金基準額 および円建上限額もその割合に応じて減 額されます。
- ●一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

■返戻金

- ●返戻金額は、被保険者の契約年齢・性別、経過年月数などによって異なります。
- ●解約された場合の返戻金額は、返戻金を計算する日の直前の生存給付金 支払日における ? 積立金額 を上限とします。
- ●ご契約から一定期間内に解約された場合、生存給付金と返戻金のお受取 合計額が基本保険金額を下回ります。

■その他留意事項

- ●返戻金を円でお受け取りいただく際の為替リスクについては、P.38の「為替リスク」をご確認ください。
- ●解約・減額時のお手続きについては、P.44に記載のコミュニケーションセンターへご連絡ください(注1)。
- (注1) 解約のお手続きについては当社ホームページ(裏表紙参照)中の「お客さま専用サイト MYほけんページ」から行なうこともできます(お手続きには諸条件があります)。

6. 現在ご契約の保険契約または 特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- ●現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、 返戻金はお払込保険料よりも少ない金額となります。
- ●新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる ? 予定利率 が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在 のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- ●現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金・給付金の支払事由) が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- ●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての 詐欺の行為などが適用の対象となります。

現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください(例えば、為替リスクや金利変動リスクなど、現在ご契約の保険契約によっては、解約・減額される時期により、損失が生じるおそれがあります)。

7. ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」 を設置しています。
- ●相互会社ではご契約者が「社員」(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。
- (注1) 剰余金の分配のない保険(無配当保険)のみにご加入のご契約者は除きます。

8. 生命保険の税金

■生命保険料控除

- ●お払い込みいただいた一時払保険料(円)は、その年の一般の生命保険料 控除の対象となります(一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご 契約2年目以降は対象となりません)。
- ●その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が 総所得金額から控除されます。
- ■保険金等をお受け取りいただいた場合にかかる税金
 - ●この保険の税法上の取扱いは、円建ての生命保険契約と同じとなります。
 - ●円で保険金等をお受け取りいただいた場合は、円でのお受取額がそのまま 課税対象となります。
 - ●米ドルで保険金等をお受け取りいただいた場合は、右表のとおり円に換算 したうえで、課税対象額を算出します。
- (家) 【参照】 税務上の取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」を ご覧ください。

上記の税務の取扱い等については2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更等に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

項目		税の種類(為替レート適用日・ 適用為替レート ^(注2)		
	ご契約者と被保険者が同 一人の場合		相続税	死亡日の 最終 <mark>? TTB</mark>	
死亡 保険金	受取人がご契約者自身の 場合		所得税(一時所得) ·住民税	死亡日の 最終 <mark>? TTM</mark>	
PKIN SE	ご契約者、被保険者、受取 人がそれぞれ異なる場合		贈与税	死亡日の 最終TTB	
 	受取人がご契約者自身の場合	?終身保障 倍率が0倍、 かつ、生存給 付金支払回 数が5回の場 合の最終回	所得税·住民税 【源泉分離課税】	支払事由発生日 の最終TTB	
		上記以外	所得税(雑所得)· 住民税	支払事由発生日 の最終TTM	
	ご契約者と受取人が異なる場合		贈与税	支払事由発生日 の最終TTB	
	終身保障 倍率0倍	? 契約日から5年以内	所得税·住民税 【源泉分離課税】	書類到達日の 最終TTB	
返戻金		契約日から 5年超	所得税(一時所得) ·住民税	書類到達日の 最終TTM	
	終身保障倍率2.5倍、5倍		所得税(一時所得) ·住民税	書類到達日の 最終TTM	

- (※)ご契約者は保険料負担者とします。
- (注1) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。
- (注2)「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

9. 保険金額などが削減される場合

- ・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した 保険金額等が削減されることがあります。
- ●当社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます)に加入 しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場 合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、 この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10. 保険金などのご請求

- •保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合 などには、すみやかに当社(担当者、支社またはコミュニケーションセンター) にご連絡ください。
- ●ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがあり ますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡 ください。
- ▶冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ●ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせな ど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡くだ さい。

11. ご契約後のお手続きやご相談

●ご契約内容のご照会、各種お手続き(解約・減額等)のお申し出、ご契約に 関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡くだ さい。

コミュニケーションセンター



月曜~金曜9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

- ●ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・ FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を お受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受け しております。

生命保険相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内) **1** 103-3286-2648 ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

●なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に 連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生 命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関 として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利 益の保護を図っております。

? 用語ガイド

この保険の用語集

◆基本保険金額

死亡保険金や生存給付金をお支払いする場合に基準となる金額です。一時払保 険料(円)を受領した日における当社所定の為替レートで米ドルに換算した金額と します。

◆ 支払用為替レート(ドル→円)

米ドル建ての死亡保険金・生存給付金・解約時の返戻金等を、円に換算しお支払いする際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。なお、この為替レートは将来変更される可能性があります。当社指定の金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちにTTBの公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。

(「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。)

◆入金用為替レート(円→ドル)

お払い込みいただいた一時払保険料(円)を、米ドル建ての「基本保険金額」に 換算する際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手 数料が含まれています。当社指定の金融機関が公示するTTSを上回ることは ありません。1日のうちにTTSの公示値の変更があった場合は、その日の最初の 公示値を参照します。

(「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。)

◆終身保障倍率

第2保険期間開始時における死亡保険金額を定めるために生存給付金基準額に乗じる倍率のことをいいます。ご契約時に、5倍・2.5倍・0倍のいずれかをお選びいただきます。

◆予定利率

保険金額等を算出する際の基準となる率の1つで、保険期間を通じて得られる 資産運用の収益をあらかじめ見込み、当社が設定する運用利回りのことをいい ます。

◆予定利率計算基準日

第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日のことをいい、当社が予定利率を設定する日です。

(被保険者の年齢が101歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の 予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません)

◆積立金(額)

当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てる米ドル建てのお金)のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。

◆契約日

保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、一時払保険料を受け取った日からご契約上の保障が開始され、その日を契約日とします。

この保険の用語集

◆生存給付金基準額

死亡保険金や生存給付金をお支払いする場合に基準となる金額です。生存給付金基準額は、基本保険金額、予定利率、生存給付金支払回数および終身保障倍率などに基づき計算されます。

◆契約応当日

契約日に対応する日のことで、年単位の契約応当日があります。 (例)契約日が2025年4月2日の保険契約の場合 年単位の契約応当日:2026年以降毎年の4月2日

◆一時払保険料相当額

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

一般金融用語集

● TTM ティーティーエム(対顧客電信売買相場仲値)

銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値となります。

● TTS ティーティーエス(対顧客電信売相場)

お客さまが銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)ときに用いられるレートとなります。

● TTB ティーティービー(対顧客電信買相場)

お客さまが銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)ときに用いられるレートとなります。

●金利変動リスク

市場金利の情勢に応じた運用資産(米国債等)の価値の変動を、解約時の返戻金額に反映させる手法(市場価格調整)により、解約時の市場金利に応じて返戻金額が変動することをいいます。

参考 市場金利の変動と解約時の返戻金額の増減のイメージ

契約時より金利低下

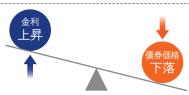
市場金利が**低下**すると 保有している債券の魅力が 上がり価格が**上昇**します。



通常、解約時の 返戻金額が 増加します

契約時より金利上昇

市場金利が**上昇**すると 保有している債券の魅力が 下がり価格が**下落**します。



通常、解約時の 返戻金額が 減少します 損失が生じる おそれがあります 参考 P.08「生前贈与を10年間行なった場合の相続税・贈与税」の計算方法 ※相続開始前7年(注1)以内の贈与財産の相続財産への加算は考慮せず

- ■贈与をしない場合
 - <課税遺産総額>2億円-基礎控除4.200万円=1億5.800万円
 - <子の算出税額>1億5,800万円×1/2×30%-700万円=1,670万円
 - <相続税の総額>1,670万円+1,670万円=3,340万円
- ■子2人·孫1人にそれぞれ毎年110万円を贈与の場合 【贈与税の計算】基礎控除内の贈与のため非課税 【相続税の計算】
 - <課税遺産総額>1億6,700万円-基礎控除4,200万円=1億2,500万円
 - <子の算出税額>1億2,500万円×1/2×30%-700万円=1,175万円
 - <相続税の総額>1,175万円+1,175万円=2,350万円
- ■子2人·孫1人にそれぞれ毎年310万円を贈与の場合 【贈与税の計算】(310万円-基礎控除110万円)×10%=20万円 20万円×10年×3人=600万円

【相続税の計算】

- <課税遺産総額>1億700万円-基礎控除4,200万円=6,500万円
- <子の算出税額>6,500万円×1/2×20%-200万円=450万円
- <相続税の総額>450万円+450万円=900万円

【相続税の基礎控除】

【相続税の計算方法】

3,000万円+600万円×法定相続人の数

法定相続人の取得金額×税率−控除額

【相続税の速算表】

法定相続人の取得金額(※)		税率	控除額	
	1,000万円以下	10%	_	
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円	
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円	
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円	
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円	
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円	
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円	
6億円超		55%	7,200万円	

※「法定相続人の取得金額」は、法定相続人が法定相続分を取得した場合の各人の取得金額です。

(注1)令和5年度税制改正により、生前贈与の加算対象期間が、相続開始前3年以内から7年以内へと 2024年1月以降の贈与から順次延長されます。

「MY Web約款」 について

- ●「MY Web 約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- ●「MY Web 約款」の閲覧方法は次のとおりです。



当社ホームページ トップページ

- ●当社ホームページから「MY Web 約款」ボタンを押下して ください。
- 別ウインドウが表示されます。



- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「贈与がかんたん外貨建一時払終身保険」 を選択してください。

契約日は「保険証券」などでご確認ください。

・当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田

Q検索如

明治安田ホームページ

https://www.meijiyasuda.co.jp/

2

MY Web 約款トップページ

●ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」 を押下してください。

【**契約日等**から探す】 _{の場合}

- ●契約日を選択のうえ、保 険証券の契約日を入力し て、検索ボタンを押下し てください。
- ●入力した契約日に「MY Web 約款」で約款等の 全文を提供している商品 が表示されます。
- ●該当の商品名を選択して ください。

【**商品名**から探す】 の場合

- ●「MY Web 約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ●該当の商品名を選択して ください。
- ●約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、 契約日が含まれる期間を 選択してください。

3 約款等 閲覧画面

- ●商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・ タブレット等を ご活用の場合 こちらの二次元コードから、「MY Web 約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)| を必ずご確認ください。

なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、 「ご契約のしおり 定款・約款 |を必ずご確認ください。

- ・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載 しています。
- ・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項などについて記載し ています。
- ・「ご契約のしおり 定款・約款 はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて ご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は外貨建終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧 いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請 求ください。

お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター 「外貨建保険のお問い合わせ窓口」



月曜~金曜9:00~18:00 十曜9:00~17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から 録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する 情報の取扱いについては、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権 はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承 諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ生命 保険募集人にご相談ください。



見やすいユニバーサル デザインフォントを **FONT** 採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田ホームページ

https://www.meijiyasuda.co.jp/





担当者